

レンタカー貸渡約款

施行 2020年(令和2年)6月1日

第1章 総 則

(約款の適用)
第1条 当社は、この約款の定めるところにより、貸渡自動車（以下「レンタカー」といいます。）を借受人に貸し渡すものとし、借受人はこれを借り受けるものとします。借受人は、第8条第3項により、借受人と異なる運転者を指定した場合は、その運転者による約款の運転者に係る部分を周知し、遵守せらるものとします。なお、この約款に定めのない事項については、第38条の細則・法令又は一般的の慣習によるものとします。

2 当社は、この約款及び細則の趣旨、法令、行政通達並びに一般的の慣習に反しない範囲で特約に応ずることがあります。特約した場合には、その特約がこの約款に優先するものとします。

第2章 予 約

(予約の申込み)
第2条 借受人は、レンタカーを借りるにあたって、この約款及び別に定める料金表等に同意のうえ、別に定める方法により、あらかじめ車種クラス、借受開始日時、借受場所、借受期間、返還場所、運転者、チャイルドシート等の付属品の要否、その他の借受条件（以下「借受条件」といいます。）を明示して予約の申込みを行うことができます。

2 当社は、借受人から予約の申込みがあったときは、第34条第1項の規定に基づき代理貸渡しを行う場合（同項の規定による代理貸渡しを受けた車両を代車として貸し渡す場合を含みます。）を除き、原則として、当社の保有するレンタカーの範囲内に予約に応ずるものとします。この場合、借受人は、当社が特に認める場合を除き、別に定めた予約申込みを支払うものとします。

(予約の変更)
第3条 借受人は、前条第1項の借受条件を変更しようとするときは、あらかじめ当社の承諾を受けなければならぬものとします。

(予約の取消し等)
第4条 借受人は、別に定める方法により、予約を取り消すことができます。

2 借受人が、借受人の都合により、予約した借受開始時刻を1時間以上経過してもレンタカー貸渡契約（以下「貸渡契約」といいます。）の締結手続きに着手しなかったときは、予約を取り消されたものとします。

3 前2項の場合、借受人は、別に定めるところにより予約取消手数料を当社に支払うものとし、当社は、この予約取消手数料の支払いがあったときは、予約貸渡の予約申込みを借受人に返却するものとします。

4 当社の都合により、予約を取り消されたとき、又は貸渡契約が締結されなかったときは、当社は予約貸渡の予約申込みを返却するほか、別に定めるところにより違約金を支払うものとします。

5 事故、盗難、不運、火災、天災その他の借受人は、当社に生ずる責めによらない事由により貸渡契約が締結されなかつたときは、予約を取り消されたものとします。この場合、当社は予約申込みを返却するものとします。

(代替レンタカー)
第5条 当社は、借受人から予約のあった車種クラスのレンタカーを貸し渡すことができないときは、予約と異なる車種クラスのレンタカー（以下「代替レンタカー」といいます。）の貸渡しを申し入れができるものとします。

2 替受人が前項の申込みを承諾したときは、当社は車種クラスを除き予約時と同一の借受条件で代替レンタカーを貸し渡すものとします。なお、代替レンタカーの貸渡料金が予約された車種クラスの貸渡料金より高くなるときは、予約した車種クラスの貸渡料金によるものとし、予約された車種クラスの貸渡料金より低くなるときは、当該代替レンタカーの車種クラスの貸渡料金によるものとします。

3 借受人は、第1項の代替レンタカーの貸渡しの申入れを拒絶し、予約を取り消すことができるものとします。

4 前項の場合において、第1項の貸渡しをすることができない原因が、当社の責めに帰すべき事由によるときはに第4条第4項の予約の取消として取り扱い、当社は予約申込みを返却するほか、別に定めるところにより貸渡料金を支払うものとします。

5 第3項の場合において、第1項の貸渡しをすることができない原因が、当社の責めに帰さない事由によるときはに第4条第5項の予約の取消として取り扱い、当社は予約申込みを返却するものとします。

(免 責)
第6条 当社及び借受人は、予約が取り消され、又は貸渡契約が締結されなかつたことについては、第4条及び第5条に定める措置を除き、相互に何らの請求をしないものとします。

(予約業務の代行)
第7条 借受人は、当社に代わって予約業務を取り扱う旅行代理店、提携会社等（以下「代行業者」といいます。）において予約の申込みを行うことをできます。

2 代行業者に対して前項の申込みを行った借受人は、その代行業者に対してのみ予約の変更又は取消しを申し込むことができるものとします。

第3章 貸 渡 し

(貸渡契約の締結)
第8条 借受人は第2条第1項に定める借受条件を明示し、当社はこの約款、料金表等により貸渡条件を明示して、貸渡契約を締結するものとします。ただし、貸し渡すことができるレンタカーカーがない場合又は借受人若しくは運転者が第9条第1項若しくは第2項各号のいずれかに該当する場合を除きます。

2 貸渡契約の締結に際して、借受人は当社に第11条第1項に定める貸渡料金を支払うものとします。

3 当社は、監督官庁の基本通達（第1条）に基づき、貸渡原票（貸渡原票）及び第14条第1項に規定する貸渡証に運転者の氏名、住所、運転免許の種類及び運転免許証（注2）の番号を記載し、又は運転者の運転免許証の写しを添付するため、貸渡契約の締結にあたり、借受人に對し、借受人の指定する運転者（以下「運転者」といいます。）の運転免許証の提示を求めるほか、その写しの提出を求めることがあります。この場合、借受人は、自己が運転者であるときは自己の運転免許証を提示し、又はその写しを提出するものとし、借受人と運転者が異なるときはその運転者の運転免許証を提示し、又はその写しを提出するものとします。

（注1）運転免許の基本通達は、国土交通省自動車整備長通達「レンタカーに関する基本通達」（自旅第

138号平成7年6月13日）の2.(10)及び(11)のことといたします。

（注2）運転免許証とは、道路交通法第92条に規定する運転免許証のうち、道路交通法施行規則第19条別記様式第14の書式の運転免許証をいいます。また、道路交通法第107条の2に規定する国際運転免許証又是外国運転免許証です。

4 当社は、貸渡契約の締結にあたり、借受人及び運転者に対し、運転免許証のほかに本人確認ができる書類の提出を求め、及び提示された書類の写しをとることができます。

5 当社は、貸渡契約の締結にあたり、借受期間中に借受人及び運転者と連絡するための携帯電話番号等の告知を求めます。

6 当社は、貸渡契約の締結にあたり、借受人に対し、クレジットカード若しくは現金による支払いを求める、又はその他の支払方法を指定することができます。

(貸渡契約の締結の拒否)
第9条 借受人は運転者が次の各号のいずれかに該当するときは、貸渡契約を締結できないものとします。

（1）貸し渡すレンタカーオの運転に必要な運転免許証を提示せず、又は当社が求めたにもかかわらず、その運転者の運転免許証の写しの提出に同意しないとき。

（2）酒気を帯びている点を認められるとき。

（3）麻薬、覚せい剤、シンナー等による中毒症状等を呈していると認められるとき。

（4）チャイルドシートがないにもかかわらず才満の幼児を同乗させるとき。

（5）暴力団若しくは暴力団関係団体の構成員若しくは関係者又はその他の反社会的組織に属している者であると認められるとき。

2 借受人又は運転者が次の各号のいずれかに該当するときは、当社は貸渡契約の締結を拒絶することができるものとします。

（1）予約に際して定めた運転者と貸渡契約締結時の運転者が異なるとき。

（2）過去の貸渡しにおいて、貸渡料金の支払いを滞納した事実があるとき。

（3）過去の貸渡しにおいて、第17条各号に掲げる行為があつたとき。

（4）過去の貸渡し（他のレンタカーエ事業者による貸渡しを含みます。）において、第18条第6項又は第23条第1項に掲げる事実があつたとき。

（5）過去の貸渡しにおいて、貸渡契約又は保険約款違反により自動車保険が適用されなかつた事実があつたとき。

（6）当社との取引に關し、当社の従業員その他の関係者に対して、暴力的行為若しくは言辞を用いたとき、又は合理的範囲を超える負担を要求したとき。

（7）風説を流布し、又は偽計若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し、又は業務を妨害したとき。

（8）別に明示する条件を満たしていないとき。

3 前2項の場合において借受人の間に既に予約が成立していたときは、予約の取消しがあったものとして取り扱い、借受人から予約取消手数料の支払いを受けていたときは、受領済の予約申込みを借受人に返却するものとします。

扱い、借受人から予約取消手数料の支払いを受けていたときは、受領済の予約申込みを借受人に返却するものとします。

(貸渡契約の成立等)
第10条 借受人が、当社に貸渡料金を支払い、当社が借受人にレンタカーを引き渡したときに成立するものとします。この場合、受領済の予約申込みは貸渡料金の一部に充当されるものとします。

2 前項の引渡しは、第2条第1項の借受開始時に、同項に明示された借受場所で行うものとします。

(貸渡料金)
第11条 貸渡料金とは、以下の料金の合計金額をいうものとし、当社はそれぞの額又は計算根拠を料金表に明示します。

（1）基本料金
（2）特別装備料
（3）ワンエーキャブ
（4）燃料代又は電代
（5）配車引取料
（6）その他料金

2 基本料金は、レンタカーの貸渡し時において、当社が地方運輸局運輸支局（兵庫県にあっては神戸運輸監理部兵庫陸運部、沖縄県にあっては沖縄総合事務局陸運事務所。以下、第14条第1項においても同じとします。）に届け出で実施している料金によるものとします。

3 第2条による予約をした後に貸渡料金を改定したときは、予約時に適用した料金と貸渡し時の料金とを比較して低い方の貸渡料金によるものとします。

4 貸渡料金については、細則で定めるものとします。

(返還責任)
第19条 借受人は運転者は、レンタカーを借受期間満了時までに所定の返還場所において当社に返却するものとします。

2 借受人又は運転者は、それにより当社に与えた損害を賠償するものとします。

3 借受人又は運転者は、天災その他の不可抗力により借受期間内にレンタカーを返却することができない場合には、借受人及び運転者は、当社に生ずる損害について責を負わないものとします。この場合、借受人又は運転者は直ちに当社に連絡し、当社の指示に従うものとします。

4 貸渡料金については、細則で定めるものとします。

(返還時の確認等)
第20条 借受人は運転者は、レンタカーを返却するものとします。この場合、通常の使用によって必要となる回送のための費用を負担するものとします。

2 借受人又は運転者は、レンタカー内に借受人若しくは運転者又は同乗者の遺留品がないことを確認して返却するものとします。

(借受期間変更の貸渡料金)
第21条 借受人は、第12条第1項により借受期間を変更したときは、変更後の借受期間に応する貸渡料金を支払うものとします。

(点検整備及び確認)
第22条 借受人は、第12条第1項により所定の返還場所を変更したときは、返還場所の変更によって必要となる回送のための費用を負担するものとします。

2 借受人又は運転者は、当社立会いのもとにレンタカーを返却するものとします。

3 借受人又は運転者は、車体外観及び付属品の検査によってレンタカーに整備不良がないことその他のレンタカーカーが借受条件を満たしていることを確認するものとします。

4 借受人又は運転者は、別に定める返還場所変更違約料を支払うものとします。

(貸渡証の交付、持携等)
第23条 当社は、借受人は運転者は、借受期間が満了したにもかかわらず、所定の返還場所にレンタカーを返却せざり、かつ、当社の返却請求に応じないとき、又は借受人の所在が不明となる等の理由により不返却になったと認められるときは、刑事告訴を行なう等の法的措置とするほか、一般社団法人全国レンタカーアソシエーションに対し不返却被害報告をするとともに、全協システムに登録する等の措置をとるものとします。

2 当社は、前項の点検整備が実施されていること並びに別に定める点検表に基づく車体外観及び付属品の検査によってレンタカーに整備不良がないことを確認するものとします。

3 借受人又は運転者は、当社の第12条第1項による当社の承認を受けたことなく所定の返還場所以外の場所にレンタカーを返却するものとします。

4 借受人又は運転者は、別に定める返還場所変更違約料を支払うものとします。

(不返却となった場合の措置)
第24条 借受人は、次の各号のいずれかに該当する場合には、借受人の氏名、生年月日、運転免許証番号等を含む個人情報の利用目的)
第32条 当社が借受人は運転者の個人情報を取得し、利用する目的は次のとおりです。

（1）道路運送法第80条第1項に基づくレンタカーエ事業の許可を受けた事業者として、貸渡契約締結時に貸渡料金を差し引いた残額を借受人に返却するものとします。

（2）借受人は運転者に対するサービス等の提供並びに各種イベント、キャンペーン等の開催について、宣伝広告物の送付、eメールの送信等の方法により案内するため、個人情報を収集するため、個人情報を統計的に集計、分析し、個人を識別、特定できない形態に加工した統計データを作成するため。

2 借受人は、前項の解約をするときは、別に定める解約手数料を当社に支払うものとします。

(個人情報の利用目的)
第33条 当社が借受人は運転者の個人情報を取得し、利用する目的は次のとおりです。

（1）道路運送法第80条第1項に基づくレンタカーエ事業の許可を受けた事業者として、貸渡契約締結時に貸渡料金を差し引いた残額を借受人に返却するものとします。

（2）借受人は運転者に対するサービス等の提供並びに各種イベント、キャンペーン等の開催について、宣伝広告物の送付、eメールの送信等の方法により案内するため、個人情報を収集するため、個人情報を統計的に集計、分析し、個人を識別、特定できない形態に加工した統計データを作成するため。

2 借受人は、前項に定めていない目的で借受人は運転者の個人情報を取得する場合には、あらかじめその利用目的を明示して行なうべきです。

(貸渡契約の解除)
第34条 当社は、借受人が、当社の承認を受けた車種クラス、車名又は型式のレンタカーオを貸し渡すことができない場合に、運転免許証を適用するよりも有利であるときは当社の約款を適用するものとします。

2 当社は、当社に対して放置する駐車違反料金の全額の支払いがない場合に、運転免許証を没収された場合に限りでないものとします。

3 故障等が貸渡し前に発生したことによる損害を補償するため、借受人又は運転者は、当社の指示により修理等の措置をとるものとします。

4 当社は、修理等が完了したときに、運転免許証を返却するものとします。

5 当社は、修理等が完了したときに、運転免許証を返却するものとします。

(代行業者の登録及び利用の同意)
第35条 当社は、この約款に基づく借受人に對する金銭債務があるときは、借受人の当社に対する金銭債務といつでも相殺することができるものとします。

(消費税)
第36条 借受人は、この約款に基づく取引に課される消費税（地方消費税を含みます。）を当社に對して支払うものとします。

(延滞損害金)
第37条 借受人は運転者及び当社は、この約款に基づく金銭債務の履行を怠ったときは、相手方に対し年率 % の割合による延滞損害金を支払うものとします。